

港区における性的指向に関する制度「(仮称) みなとマリアーージュ」(素案)に寄せられた区民意見について

1 区民意見募集の実施概要

(1) 意見の募集期間

令和元年11月11日～12月10日

(2) 意見の提出方法・人数・件数

意見の提出方法		人数	件数
内 訳	区ホームページ	42人	53件
	郵送	0人	0件
	ファクシミリ	0人	0件
	窓口	1人	1件
合計		43人	54件

(3) 資料の閲覧場所

人権・男女平等参画担当(区役所4階)、区政資料室(区役所3階)、総合案内(区役所1階)、各総合支所・台場分室、各港区立図書館(高輪図書館分室を除く。)、男女平等参画センター

2 意見・要望等の内訳

①	制度全般について	16件
②	名称について	6件
③	契約書について	7件
④	カードについて	4件
⑤	性表現について	4件

⑥	住宅等について	4件
⑦	外国語・外国籍対応について	3件
⑧	トランスジェンダーについて	2件
⑨	条例について	4件
⑩	その他	4件
合計		54件

3 今後の主なスケジュール（予定）

令和2年1月下旬 制度決定

令和2年1月31日 総務常任委員会報告（制度）

令和2年第1回港区議会定例会 議案上程（条例改正案）

令和2年4月 1日 施行

No.	内訳	内容項目	意見
1	①	制度全般について	3)本取り組みは、1(No.17)で記載したとおり憲法の問題に加え、私たちの国家や社会制度に関わる重大な事項に触れています。 一地方自治体が、かかるセンシティブな問題を扱うことが許されるのか疑問に思うところではありますが、少なくとも区民による慎重な議論、意見集約及び合意形成が必要だと考えますが、これまでにどのような取り組みがなされてきたのでしょうか。
2	①	制度全般について	断固として反対です。日本伝統の家制度が崩壊しかねない。そういうことをしたければ海外に行けばよい
3	①	制度全般について	新聞記事をみてホームページを見ました。契約書を取り交わす点は、港区という企業もビジネスマンも多い地区らしく、いい着眼点だと思います。利用者にとっても確たる関係を結べますし、契約書をみて覚悟をすることもできます。公証制度だけでも十分なところを、区がマリアージュカードを出すサービスまでするわけですから、万全な仕組みです。 カードを見た人がわかってくれるようになってほしいです。社会的理解が進みますように願います。
4	①	制度全般について	今朝の朝日新聞で知りました。 だれもが人生を共にしたい人と家族として暮らすことができるという権利があることを明確に宣言して下さいました。まさに、言い得ていると思います。 これはすべての人間が享受する権利、rightsです。 地方政府の判断は、国政よりも先を見通していると感じました。
5	①	制度全般について	11月17日の朝日新聞の折々のことばに、多様性やダイバーシティはこれから目指すべき目標なのではなく、すでにそこにある現実なのであるという名言が載っている。 出典は、下地ローレンス吉孝、「混血と日本人」。 行政が、LGBTという、そこにある現実を認めようとするのが、この制度の意義だ。 区の決断は、現実を冷静に見抜き、為すべきことを為すものだといえる。
6	①	制度全般について	TFR(合計特殊出生率)が下がっています。 出生数の減少につながることは否めません。同性愛者でも無理やりに異性と結婚させられて子供が産まれている人も少なからずいると思えるからです。 親から見れば、それは幸せです。周囲の人からも、同感でしょう。 本人はどうでしょうか。客観的には幸せでも、主観的には満たされないかもしれません。本人の意志を尊重してあげれば幸せともいいきれません。最後までわからない問題なのかもしれません。 東京という日本一TFRの低いところで、こういう制度を作るのは、少子化問題への挑戦であり、個人の意志をとにかく尊重する手段を作るという意思のあらわれです。
7	①	同性婚とみなとマリアージュの関係について	同性婚を認めてほしいと裁判所に訴えた人たちがいます。それがもし実現した場合、みなとマリアージュは、どうなるのでしょうか。 みなとマリアージュをしたまま、結婚できますか。

No.	内訳	内容項目	意見
8	①	制度利用の障壁について	<p>パートナーシップの制度は、法的に婚姻を行うことができないパートナーをもつ住民の社会的な不平等性を緩和するものであり、利用しやすい制度にならなければ意味が無いと考えます。 法的な拘束力を持たない制度に対し制度利用のハードルが高いことに、疑問を感じています。</p> <p>1)要求が高い 制度利用のための要求が高すぎます。契約書の必須項目を最小限にする、または複数の項目の中で数点を満たした場合に承認するとしていただきたいと思います。 私自身すでに公正証書をパートナーと交わしていますが、その中で今回港区の案ではカバーされていない部分があり、改めて公正証書又は私製契約書を作成することは負担もあるためです。 また、言わずもがなではありますが、婚姻届けを提出するにあたって費用は発生しないことから、いまだ本制度に不平等性があると言わざるを得ません。</p> <p>2)制度の互換性からみる制度利用の障壁の高さ すでに熊本市・福岡市のように広域連携も現れているという現状があります。都内においては当該制度利用のために契約書を義務付けている渋谷区との互換を考えた際、より制度を利用しやすい制度に合わせるよう検討すべきであると考えます。 区の諸職員の方々、区議会の方々におかれては、本制度の利用要件の緩和について、より検討を進められたいと願うものです。</p>
9	①	制度全般について	<p>明日、ローマ教皇が来日します。ローマカトリックは、同性婚には反対です。教義上のことです。 それを非難することはないです。宗教のあり方は自由です。 その教義を信じるのも自由です。 信仰を捨てるのも自由です。 どちらが正しいかは、ありません。どちらも正しいのです。 みなとマリアージュを使うのも使わないのも個人の自由です。</p>
10	①	利用実績の公表について	<p>マリアージュが始まったら、利用実績をホームページで公表してください。 利用者にアンケートもとってはどうか。カードを持つことで、どのくらいの効果があったかどうか、わかるようになりますから。結果も、ホームページで公表してほしいです。 カードを渡すときに、アンケートも渡すか、メール回答などできるといいです。 利用者の効果を聞かないと、制度の評価ができません。改善していくには、必須だと思います。制度を評価する材料を集めることを始めから考えておくその後から後悔しなくて済みます。 全国から関心を持って見ている人、港区に引っ越したいと考えている人、研究者たちに情報を提供するためにも。</p>
11	①	制度運用開始前の契約について	<p>2020年4月から始まるそうですが、その前に契約した場合でも、認めてくれますか。今、ホームページにある契約書で先に契約しても。</p>

No.	内訳	内容項目	意見
12	①	制度の評価について	私は、パートナーとともに港区に居住しているゲイです。 本制度の導入に賛成いたします。 私のパートナーは母親のことを思いレズビアンの方と結婚しているため、私は残念ながら本制度を利用できません。 ですが、こういった制度が導入されることをとても嬉しく感じています。 本制度の導入により港区の姿勢が示されるだけでも大変意義のあることだと思います。 私のように様々な事情でこの制度を利用できない方も多くいると思いますので、利用者数だけで本制度の意義が判断されることの無いようにして頂きたいです。 本制度の導入にむけてご尽力されている職員の方々に感謝いたします。
13	①	制度全般について	答弁にあった性的少数者が家族と認められなかつらさを抱えていることは、多数者にはなかなかわからない、察してもらえない少数者固有のつらさだと思う。 それを汲み取って、このマリアージュを実施するというのは本当によかったと思う。 意見募集でも理解が広がるように期待する。
14	①	制度対象者について	対象者が、同性カップルだけではなく、異性カップルも使えるし、外国籍でも使える。使える人の要件が広い点がいい。 限定するほど、特定の人たちを特別扱いするような印象を与えてしまい、かえって、偏見や差別を先鋭化させてしまうような感じがする。 港区の要件は、広がりがあると思う。
15	①	制度全般について	資料1「港区における性的指向に関する制度「(仮称)みなとマリアージュ」(素案)について」(以下、資料1)の「4 制度の対象者」に掲げられた(1)～(4)を全て満たす者のなかには、実の親子(例、シングルマザーとその子)や兄弟姉妹など、性別とは異なる理由で婚姻関係が成立しない関係の者も存在するが、これらの関係の者に対しても、区は書類に不備がなければカードを交付することを想定しているのか。
16	①	制度全般について	資料1において、「6 契約書を取り交わすことのメリット」は、港区における性的指向に関する制度「(仮称)みなとマリアージュ」(以下、制度)を使わない場合も含めてのメリットとして書かれているが、制度を利用することのメリットだと誤認してしまうおそれがある。たとえば、同「(2) 契約書は全国で有効である」は、一度港区で制度の手続きを終えカードが交付されたまま当事者全員が区外へ転出した場合にも引き続き制度ならびにカードが全国で有効であると誤認しかねない。もっとも、「2 制度の目的」「3 制度の概要」によれば、区外転出時にカードが無効化したり返納を要したりするものではないと考えられるが、カードがあるからと言って、港区内外で、「5 制度の手続等」「(2) 区でカードを発行することの意義」で述べられている「病院での付添い、住宅への入居等、地域で直面する困りごとの解消」やパートナーシップ制度への理解に必ずつながらずとは限らないことを、当事者に周知していただきたい。

No.	内訳	内容項目	意見
17	②	名称について	1) マリアージュについて、「フランス語で「(調和的な)結合」「組み合わせ」「取り合わせ」といった意味があります。」と資料に記載がありますが、この場合の「マリアージュ」は敢えて詩的な表現をする場合に用いるもの(メタファー)であって、第一義としては英語におけるマリッジ(結婚)と同一です。 したがって、私たちが尊重する日本国憲法が同性同士の婚姻を認めていないこと、及び国が所掌する婚姻を一地方自治体はその権限を越えて独自に実施していると受け取られかねないことから、婚姻及び結婚その他の類似表現は混乱を招く恐れがあり、使用すべきではありません。 また、国際都市を標榜する港区にあっては、安易な(そして、カタカナ語として流通している)外来表現をいたずらに使用することは慎むべきですが、いかがでしょうか。特に、人口の半数以上を占める中高年層にとって、かかる外来語表現は馴染みがないものと思料します。
18	②	名称について	以前から港区の動向に注目しています。 今回、みなとマリアージュとして素案を発表されたことを、興味深く拝見しました。 まず、ネーミングです。他の自治体にはない素敵な名前です。フランス語由来なことが意味深いよさがあります。フランスは、同性婚を認めています、パックスも並存して活用されています。パックスは、連帯民事契約書を作成する点も港区の制度と似ています。 こんな背景を知らない人にもマリアージュは、分かりやすいネーミングです。
19	②	名称について	マリアージュというネーミングも、特に女子にはうけがいいと思います。
20	②	名称について	今年に入って出生数が全国では下がっています。専門家も原因がよくわからないそうです。 港区の出生数はどうですか。 この制度は、名前が明るくていいです。社会が明るく、鷹揚であれば、出生率も上がるような気がします。 頑張ってください。
21	②	名称について	港区議会での質問に対して、区長がみなとマリアージュを実施すると答弁された。 みなとマリアージュという名前は、響きがよいし、やわらかさが感じられる。いやらしさもない。いい名前だ。 マリアージュは結婚という意味があるといっても、市民がこれを婚姻と間違えることはあり得ない。明らかに婚姻とは異なる。
22	②	名称について	「みなとマリアージュ」という名称に賛成です。
23	③	契約書について	次に、契約書です。プロの目から見ても良くできていると思われれます。公証役場、弁護士など、多くの法律家も安心して活用できると思います。
24	③	契約書について	DVは、同性同士でもあります。同性という関係をいいたくないために、相談もできない、しにくいと思います。 契約をして関係を整理しておくことは、有効だと感じます。関係解消のこと、暴力を奮ったときのことを予め確認しておくことができるからです。 弁護士、公証役場が関わるのも安心につながります。いざとなれば相談できると思えるからです。 結婚ではない不安定、なかなかまわりから認めてはもらえない関係性であるからこそその安心感が必要なのです。 港区の案は、安心につながるものだと思います。

No.	内訳	内容項目	意見
25	③	契約書について	他者の関与なく(誰にもカミングアウトせずに)契約したい人も活用できるというのは素晴らしいです。ひっそりとこの社会の片隅で暮らしている人のことを忘れずに、それを応援しますよというスタンスは、優しいメッセージになると思います。 きっとそっと使う人たちがたくさんいるのではないのでしょうか。 他とは違う、港区のととてもいい点だと思います。
26	③	契約書について	標準契約書は、区のホームページにワードで掲載してほしいです。 PDFだと加工できないので。今、ホームページには、PDFが載っています。 でも、シンプルでわかりやすく、いい仕組みだと思います。
27	③	契約書について	港区の契約書は、しっかりしています。 公開されて使われているものをもとにしながらつくっているようで、既にそれをもとに契約している人は、そのまま流用できます。(そう考えていいのですよね?) 一般化しやすい内容になっているので、よかったですと思います。どこの市や区でも使えます。全国の自治体が港区の契約書を使ってくれるといいですね。
28	③	契約書の弁護士相談等について	契約書を作るために、弁護士に相談すると、費用がかかりますし、どこの弁護士事務所に行ってもいいのかわからない人もいます。 区役所の弁護士相談でも、相談にのってもらえるのでしょうか。 公証役場も、どこの公証役場に行けばいいのかわからない、情報を出してもらえると安心です。
29	③	契約書について	参考資料1『パートナー契約証書』、参考資料2『パートナー契約公正証書』とも、第11条で述べられている「親族等の関係者への連絡」「永代供養」については、葬儀・納骨・埋葬と同様に死亡当事者が生前にそれらを行わないことを希望する項目であるため、第11条3の文中に「親族等の関係者への連絡、永代供養」も追記するのが適切と思われる。 参考資料1『パートナー契約証書』には証人2人の欄があるが、これは、資料1の「6 契約書を取り交わすことのメリット」の「(4) 契約書(標準様式)は、他者の関与なく(カミングアウトしないで)契約したい人も活用できる」のように、当事者2人だけで契約し公証役場・役所での公的認証を行わず港区からカードが交付されない場合には、この欄を空欄のままとして様式を活用するのは当事者の自由として認めてよいか。また、この欄が空欄のままのパートナー契約証書は将来的に有効な書類として扱われるか。
30	④	カードの実効性について	カードを提示された事業者(病院や不動産屋?)に対する配慮の努力義務規定のようなものは条例上規定されないのですか? わざわざ一般人になじみのない難しい契約を締結してまでカードを取得した先に、本当にカード提示の恩恵を受けられるのか(実効性)のところには不安が残るような気がします。
31	④	カードについて	2) 配布するカードについて、契約解消後の取扱いや、本人確認等への利用有無について、区民に提示すべきです。
32	④	カードについて	次に、カードです。区が発行し、条例に基づく効力をもつことは、他の自治体とは異なり、心強く感じられるでしょう。

No.	内訳	内容項目	意見
33	④	カードの効力について	カードを見せれば何ができるのか。家を借りやすいのか。銀行融資で夫婦ローンが組めるのか。スマホ家族割は。会社の配偶者手当は。配偶者控除は。結婚式をできるか。健康保険は。よくある家族割は。結婚祝い金は。里親には二人でなれるのか。そのほかにもいろいろ、どうなのか。
34	⑤	性表現について	トランスジェンダー、トランスセクシュアルが悩むのが服装。 最近、パンプス強制反対の行進をしたりして、女性だけのドレスコードに反対する活動があります。パンプスは足が痛かったり、合わない人、履きたくない人もいます。 これは、見た目が良く見えるからと画一的に女性の服装を決めないでほしいという意味だと思います。脚が痛くなる、女性の身体のことを考えてほしいということ。無理強いしないで。パンプスを履きたい人もいるのだから、そういう人は好きに履けばいいと思います。 男女の制服の問題は、これとは違う。男性の格好をするのが精神的につらいから、女性の服装をしたいと思う人がいるということ。各性別の服装の違いをなくしてほしいのではなく、違う性別の服装をしたい気持ちを認めてほしいということ。
35	⑤	性表現について	子どもたちの制服はこだわらない方がいいと思います。女子でもズボンがよければスカートをはかなくてもいいと思います。
36	⑤	性表現について	東京都の性指向相談でも、性表現の相談を受け付けていますが、港区のように、条例で定めた方が、心強いです。相談以上に、それを主張する材料にできますから。条例化は、全国初とのこと、日本中に広めて救われる人が増えますように。
37	⑤	性表現について	港区男女平等参画推進会議の答申をホームページで探して見ました。 答申で「性表現」のことを、はっきりと明言していて、すがすがしさを感じました。 我が国で初めて条例で規定するとのことで、やはり、港区は、本当に先進的と感心しました。 外見に関して社会から求められる性表現に違和感を覚え悩む人を救うという視点を打ち出してくださったことがうれいしです。 異なる性別の服を着たりすることが決して悪いことではない、いけないことではないとなれば、呪縛から解き放たれたような気持ちになることでしょう。 区長と議員の方の決断がどれだけ多くのトランスジェンダーの気持ちを楽にしてくださることか。
38	⑥	住宅等について	このカードをいただければ、都営住宅や区営住宅に入ることは可能なのでしょうか？ どういうメリットがあるのでしょうか？
39	⑥	住宅等について	次に、行政サービスです。一般に、区営住宅への入居、公立霊園の承継が課題にされています。区営住宅への入居要件にこの制度を含めるのでしょうか。国連人権理事会の日本政府審査で住宅入居のことは毎回指摘されています。
40	⑥	住宅等について	公営住宅には、入れるようにするのですか。 青山、高輪、港南。いい立地で、いい住環境の住宅がたくさんあるので、気になります。 いつでも空きがあれば、申し込めるのですか。

No.	内訳	内容項目	意見
41	⑥	住宅等について	ネットニュースにあったが、神奈川県は県営住宅11月募集から、県内市町村のパートナーシップ登録者を対象とした。 ネットで調べた限りだが、茨城県は自らパートナーシップ制度を設け、県営住宅入居を認めたという。福岡市はパートナーシップ制度を行うが、福岡県県営住宅は認めないという。 大阪や札幌はどうなっているのか知らないが、東京都都営住宅は認めない。 港区が行っても、東京都都営住宅には入れないのか。 全国で判断がばらばらでわからない。統一的な見解を出すべき時期に来ているのではないか。
42	⑦	外国語・外国籍対応について	外国人も使えるのであれば、英文契約書も用意した方がよい。 欧米は、契約社会なので、英文がないと、理解してもらえない。
43	⑦	外国語・外国籍対応について	最後に、外国籍対応です。外国籍と日本国籍との間でも利用できるのは、契約の利点です。身分関係とはとらえず、契約関係でとらえた発想が、いかされています。 シンプルでありながら、実益の多い制度になっている印象です。
44	⑦	外国語・外国籍対応について	今回の制度が日本人だけではなく、日本に暮らしている(在留資格・住民登録のある)外国人にも適用されるとのことで大変良い平等ですばらしいと思います。 そこで提案ですが、この制度で発行される証明書や証明カードなど、日本語だけではなく英語版や日本語と英語の併記など、外国人への対応や配慮もして下さるとより良いのではないかと思います。 パートナーの出身国によっては、既に同性婚やパートナーシップ制度、事実婚が公的に認められている国もあるため、日本の行政からのパートナーシップ証明が公的証明書として海外でも認められる場合や、関係を証明する書類として提出を求められることも想定されます。 ぜひ日本語だけではなく、外国語(最低でも英語だけでも)対応もご検討いただけると、さらに港区らしい、これからのグローバル化を反映した制度になると思います。 ぜひご検討ください。
45	⑧	トランスジェンダーについて	条例案には、トランスジェンダーの就職差別を盛り込んでほしい。学校など、差別が先鋭化しやすいところを書いてほしい。 採用は、採用する側の権利も保障されるべきだが、(就職したい人が)手を挙げる可能性が広がるのが大切。 トランスジェンダーは、谷間に落ちている。差別を受けている実態があるので。
46	⑧	トランスジェンダーについて	性的指向に関する制度には賛成ですが、LGBのことだけではなく、Tのことも取り組んでほしい。
47	⑨	条例について	男女平等参画条例でみなとマリアージュを定めるのは、要綱よりも信頼感がある。市民にも受け入れられやすいと思う。 同性愛、異性愛は、個人の自由だし、それを好むか好まないかも自由だ。 でも、家を貸してくれない、口も聞かないというのは、人権侵害だと思う。 条例があればそういうことは、少なくなると思う。 しっかりした規定を作ってください。市議会で承認されるようお願い致します。

No.	内訳	内容項目	意見
48	⑨	条例について	<p>条例で規定するという事は、議会で議論するという事だ。賛否両論は、あって当然。公明正大に意見を交わすのが、健全な民主主義だ。特に、この種のテーマは議論を深めることが大切だ。</p> <p>そういう意味で、武井区長は、立派な政治姿勢を示したとかんじる。</p> <p>議会では、反対意見も堂々と述べるべきだ。様々な意見を表明する機会は保障されなければならない。</p> <p>その上で可決されれば、制度の価値も意義も高まり、理解も広がるというものだ。</p>
49	⑨	条例について	<p>港区の考えに賛同する。</p> <p>23日の東京新聞で、東京都が結婚のエピソードを募集する事業に同性カップルが応募できないことについて、専門家から人権尊重が後退するとの懸念が出ているとの記事を読んだ。</p> <p>東京都は、ヘイトスピーチと性的志向の条例を制定している。にもかかわらず、こうしたやり方をするのは、問題がある。エピソード募集の事業には、法律婚に限定しなければならない合理的な理由はないはずだ。同性カップルも応募できるようにする「配慮」をしても、支障はない性質のものだ。</p> <p>必要もないのに法律婚に限定し、何の配慮もしない。</p> <p>形だけは、条例を作ったといっている。</p> <p>これでは、条例をつくっても実態は何も変えず、自ら条例違反をしているのと同じだ。</p> <p>港区は、条例をつくり、マリアージュを実行するという。政治姿勢は一貫している。</p>
50	⑨	条例について	<p>港区在勤の者です。私が勤める企業のある区でもパートナーシップ制度ができることを大変喜んでおります。もっとうならば、港区に事業所を持つ企業に対して、LGBTに関する施策を促すような条例があれば、より良いかと思えます。拘束力のある条例は難しいかもしれませんが。</p>
51	⑩	当事者の意見聴取について	<p>制度を作るにあたった区の部局員には、LGBTは、いるのですか。部局の人以外でも、作成に関与した方にいるのですか。</p> <p>いないのであれば、LGBTにコメントしてもらいたいのでは。</p> <p>普通にパブリックコメントをしても、LGBTがコメントするとは限らない。彼ら、彼女らのための制度なのだから。</p>
52	⑩	制度の学習会の開催について	<p>制度が始まったら、法律家を招いて、学習会？をやってみてはどうでしょうか。</p> <p>やはり、法律は難しいと感じる人もいでしょう。区役所からやり方の説明もしてもらえたら、いいと思います。</p> <p>ただ、興味本位で同性愛者を見に来る人もいられるかもしれません。</p> <p>そのへんが難しいかも。写真撮影禁止にするとか。</p> <p>むしろ誰でも参加できる講座がいいかもしれませんね。</p>

No.	内訳	内容項目	意見
53	⑩	セクシャルマイノリティの自殺について	<p>性的指向に関する制度について意見募集していると知り、セクシャルマイノリティの自殺について、申し上げたい。学術誌「Epidemiology and Community Health(疫学と地域保健)」に、デンマーク自死予防研究所とストックホルム大学が共同で実施した研究論文が掲載された。(デンマークもスウェーデンも、セクシュアルマイノリティの権利擁護に取り組んできた国)、同性カップルと異性カップルの自殺率を期間をおいて比較した結果、同性カップルの自殺率は46%も減少した。異性カップルでも28%下がった。</p> <p>研究に携わったデンマーク自死予防研究所のアネット・アーランソン氏は、研究結果についてロイターに次のように語ったという。</p> <p>「結婚していることは、自死の予防となります」</p> <p>「同性婚を法制化することやその他の法的支援には、セクシュアルマイノリティの人たちへのスティグマを減らす可能性があるのかもしれませんが」</p> <p>今回の研究でも、同性カップルの自殺率は大幅に下がったものの、まだ異性カップルに比べて2倍も高い状態で、アーランソン氏はこれを問題視しているという。</p> <p>「自殺率が半減したのは良いことです。しかしそれでも、依然として心配になるほど高い。特に結婚していない人たちの間で高いです」同氏言。</p> <p>日本でも、セクシャルマイノリティの自殺率の高さを指摘する研究者は多い。</p> <p>行政機関には、確固たる科学的データを見て、手立てを打つべく政策を実行してもらいたい。</p>
54	⑩	国・都道府県単位での制度化について	<p>横浜市が12月からパートナーシップを始めるという。全国で28番目ときいた。</p> <p>港区も含めて、検討中のところもかなり多いはずだ。</p> <p>制度の乱立は、地方自治制度上はやむを得ないが、利用する側にとっては不便でしかない。</p> <p>引っ越しが多いカップルもいるだろう。単身赴任になる場合も考えられる。</p> <p>そのたびにどうなるのか。</p> <p>転出転入届とは別に、毎回、婚姻届が必要になると考えたら、おわかりだろう。</p> <p>区にいても仕方がないのかもしれないが、国単位、せめて都道府県単位で何とかならないものなのか。</p>